

浅見委員コメント

- ・ No.387 : 「淵の連続性」を求める意見がありましたが、「再生」も含む意見なのか、それとも「新たな整備の際に考慮する」意見として扱えばよいのかわかりませんでした。
- ・ No.397 : 「新たには設置しない」のか、「切り下げも含む」のか、委員会としての意見をどうまとめればよいのかわかりませんでした。まずは、「高水敷」に対する共通認識が十分ではないような気がします。

家永委員コメント

- ・ No.22 : 「弥生時代には稲作、農耕が…」 一般的なので、揖保川流域にも弥生時代から人々が生活していたことを表現する必要がある。その後、「近世に入ると…」まで時代が飛んでいる。
- ・ No.23 : 「大阪まで…」 その他の地域はないのか。
- ・ No.26 : 「降水量が大きく」 → 「多く」
「分派付近には、1. 5キロメートル…」 どの長さか不明瞭
- ・ No.114 : 「流域のかなりの部分を森林が占めている」 ことと「農業利水の割合が高い」 こととがうまくつながらない気がする。森林の質(植林、雑木林など)を考えてはどうか。
- ・ No.184 : 「水量・水質・土砂の適正化」 水温を適正化するとは？
- ・ No.194 : 「水質」 は入れなくてよいか。

田中丸委員コメント

- ・ No.162 : 水利権に関する具体的数値は提言に書く必要がないかもしれません。ご議論下さい。
- ・ No.364、No.365 : 上記 No.162 と同じ
- ・ 「IV-1 治水」 施策 (ソフトウェア) による治水として、洪水予警報、水防活動について言及してはどうでしょうか。

波田委員コメント

- ・ 「Ⅲ-1 全般的な考え方」 について : 「基本的な考え方」と「あり方」とが整理されていない。
- ・ 「IV-3 自然環境」 について : 自然環境としては、片より過ぎている。「(2)短期スケール…」 「(3)中期スケール…」 「(4)長期スケール…」 と分ける必要は全く読み取れない。(不十分なコメントをお許し下さい。)

栃本委員コメント

- ① 井下田先生の発言のとおり、文章が難しいと思います。できるだけ、かみくだいた表現をする方がいいと思います。
- ② 「環境」と「利水・治水」は両立しないものであり、いかにどちらかがガマンするかということかと思えます。今までは環境が圧倒的にガマンし、破壊されてきたところで“自然再生推進法”の精神も取り入れて、人工化され、環境悪化されたところの再生も骨子

に入れてほしいと思います。

③「ダム・ノー」といったインパクトのある表現を考えるべきかと思います。

(I. II章)

- ・ No.1 : 河川法に「環境」が加えられたことを強く表現する。
- ・ No.2 : 「20年、30年」なのか、「30年」なのか。→「30年を」と明確にしたほうがよいのでは。
- ・ No.30 : 「重工長大産業」という言葉は普通に使われていないのではないですか。

(III章)

- ・ No.103 : 100年、200年は考えない。
- ・ No.109 : 「直轄区間」という表現が度々であるが、最初だけでも「国交省の」と入れる。
- ・ No.109 : 河川の管理は一本化する（源流から河口まで）
- ・ No.141 : 1/100でなく 1/30
- ・ No.142 : 20～30年の曖昧な表現でなく 30年と。
- ・ No.154 : 希薄さが反映することのないように→「希薄させないように」または「希薄にならないように」
- ・ No.170 : 魚道がないものもある→約半数(?)もある
- ・ No.166 : 両立は難しい。利水(取水)を完全な構造物でつくるのをやめて、一部は魚道がなくでも上下移動が可能なものをつくる。
- ・ No.180 : 自然豊かな環境でスポーツをしたり、レクをするのは自然破壊であることを明示すべきだと思う。勘違いしている人がいるので。
- ・ No.186 : 河岸に湧き出る伏流水脈を断たない工夫も重要である。
- ・ No.204 : 干満差は大きくない。しいて言うなら「環日本海に比べて」とする。
- ・ No.211 : 事前調査の徹底を。
- ・ No.214 : 川と親しむのはいいが、親しみ方に問題がある。河川環境を破壊して、イベントをしない。

(IV章)

- ・ No.302 : シミュレーションは一箇所の洪水ごとに明示する。
- ・ No.303 : 1/30
- ・ No.304 : 水を貯めないダムで緊急時に遊水池とする。
- ・ No.312 : 自然環境の重要性を考え、対策を立てる。(今でもあまり配慮されていない)
- ・ No.330 : 畳堤が洪水防御にならないなら、洪水の心配はないのか。代替りの案を考えなければならないのか。
- ・ No.352 : 利水のあり方にエンリョを、考慮する。
- ・ No.363 : 水利権は徹底的に見直す。
- ・ No.372 : 揖保川の特性は特にない。他の河川と大差はないが、これ以上の環境悪化を防ぎ、自然再生を図るべき。
- ・ No.377 : 下2行の意味が曖昧。河川には M 型、S 型、R 型の淵があつてこそ自然である。
- ・ No.394 : 「河川空間」という表現が一般的かどうか。
- ・ No.395 : 移入種などの問題の明示を。
- ・ No.397 : 人工化は原則として認めない。→自然再生を図る。

以上